

## 簡易入札（見積競争）公告

1. 簡易入札（見積競争）に付する事項  
火災報知器設備の修繕
2. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
  - ① 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第31条の規定に該当しないものであること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
  - ② 簡易入札時において、国土交通省から指名停止処分を受けていない者であること。
  - ③ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、官公庁、独立行政法人及び教育・研究機関等における本件に類する履行実績を有し、当所に対する適正な契約の履行が確保される者であること。
  - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 契約条項を示す場所  
〒181-0004 東京都三鷹市新川6-38-1  
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係  
TEL 0422-41-3489  
FAX 0422-41-3242
4. 簡易入札説明会を開催の有無 無
5. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書の配付場所  
説明事項はHP掲載、仕様書は添付ファイルのとおり
6. 簡易入札執行に関する説明事項及び仕様書に対する質問の受付  
質問は、文書（書式自由。ただし、A4版とする。）により行うものとし、持参、郵送（ただし、受付期間内に必着のこと。）、FAXのいずれの方法でも可能とする。ただし、FAXの場合は着信を確認すること。なお、文書には、回答を受ける窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記すること。
  - ① 担当部署 3. と同じ
  - ② 質問の受付期間  
令和4年 8月17日（水） 10時00分 から  
令和4年 8月19日（金） 16時00分 まで  
（持参の場合は、期間中の土・日・祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで）
7. 見積書の提出方法、提出先及び提出期限  
提出方法：簡易入札執行に関する説明事項による。  
提出先：3. と同じ  
提出期限：令和4年 8月22日（月） 12時00分 まで  
なお、見積書の提出は、2. に掲げる競争に参加する者に必要な資格に関する事項を全て満たすことを前提とし、確認のためのヒアリング若しくは資料提出等を求める場合があるので、その場合に対応できる体制であること。
8. 簡易入札保証金に関する事項  
免除
9. 見積書の無効  
本公告2. に示した競争参加資格の無い者が提出した見積書及び見積競争に関する条件に違反した見積書は無効とする。
10. その他
  - ① 契約保証金に関する事項 免除
  - ② 見積競争の結果、予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から見積書の提出を求め、再度の見積競争をす。再度の見積競争をもっても予定価格以下の見積書の提出がなかった場合は、7. に掲げる提出期限までに見積書の提出があった者から、見積書を再々度の提出を求めることがある。

令和4年 8月16日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所  
契約担当役 海上技術安全研究所長 安部 昭則（公印省略）

※本件に関するお問い合わせ先  
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 総務部会計課契約係

## 仕 様 書

### 1. 件 名

火災報知器設備の修繕

### 2. 概 要

本作業は、消防設備点検の結果、消防設備に不具合があったため、以下のとおり修繕等作業を行うものである。修繕箇所の図面は別紙のとおりである。

### 3. 仕 様

#### (1) 改修事項

##### a. 本館

型式失効した CO2 消火器 4 本の交換作業を行うこと  
製造年より 10 年を経過した、屋内消火栓設備のホース 14 本の交換を行うこと  
3 階の屋内消火栓設備の表示灯 1 か所が動作不良のため交換すること。

##### b. 1 号館

型式失効した CO2 消火器 1 本の交換作業を行うこと

##### c. 2 号館

型式失効した CO2 消火器 3 本の交換作業を行うこと  
製造年より 10 年を経過した、屋内消火栓設備のホース 14 本の交換を行うこと

##### d. 7 号館

1 階 102 号室前の光電式スポット型感知器 2 種 1 個が動作不良のため、交換すること。  
1 階 103 号室前の光電式スポット型感知器 2 種 1 個が動作不良のため、交換すること。  
西側実験場の高さ約 8.0m に設置されている光電式スポット型感知器 2 種 1 個が動作不良のため、交換すること。  
寿命評価実験棟寿命評価実験室の高さ約 10.5m に設置されている光電式スポット型感知器 2 種 1 個が動作不良のため、交換すること。  
2 階の受信機 1 台がバッテリー (2.4V 0.45Ah) 不良のため、交換すること。

##### e. 8 号館

2 階 210 号室内の差動式スポット感知器 2 種 1 個が動作不良のため、交換すること。

##### f. 1 1 号館

1 階廊下の光電式スポット感知器 2 種 1 個が動作不良のため、交換すること。

##### g. 海洋環境保全総合実験棟

型式失効した CO2 消火器 2 本の交換作業を行うこと

##### h. 中水槽

1 階調整室前の発信機が動作不良のため、修理すること。

(2) 作業後は、各設備が正常に動作するように確認すること。

(3) 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、必要に応じてヘルメット、安全靴、安全帯、保護眼鏡など作業に適した保護具を着用し、安全対策を講じること。

(4) 作業員の過失により機器、車両、建築物等を破損した場合は、請負者の負担にて現状復旧をすること。

(5) 消防署等へ必要な手続きが必要な場合、対応すること。

(6) 本作業により発生する古い消火器およびホース、雑材等はすべて所外に搬出し、関係法令などに従い適切に処分すること。

4. 納 期

令和5年3月22日(水)

5. 提出書類

完了報告書 1部(修繕箇所が正常に作動した旨、記載すること)

6. 監 督

監督職員が必要と認める事項について適宜監督を行う。

7. 検 査

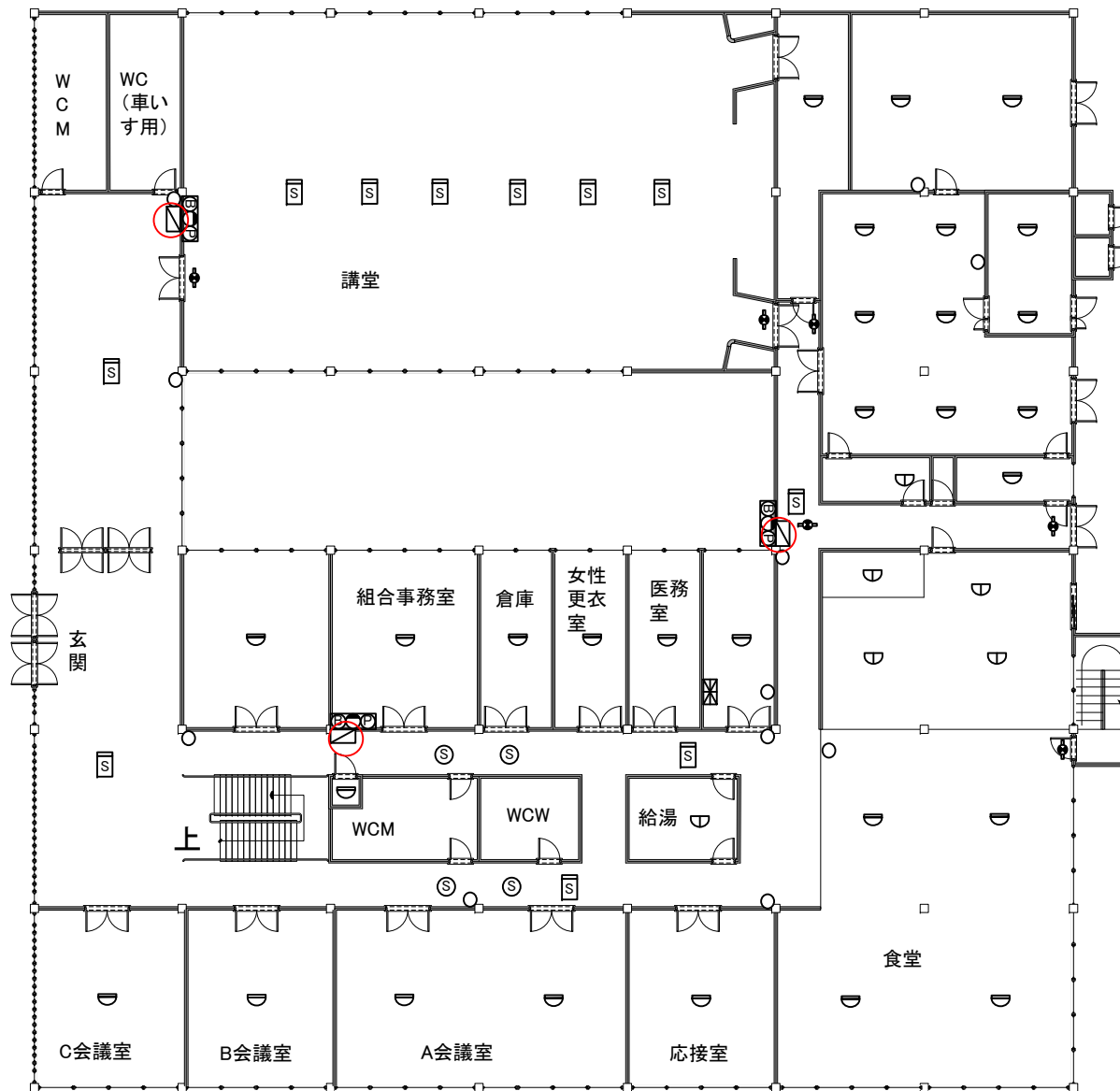
完了後に、検査職員が仕様に基づき検査を行う。

8. 一般摘要事項

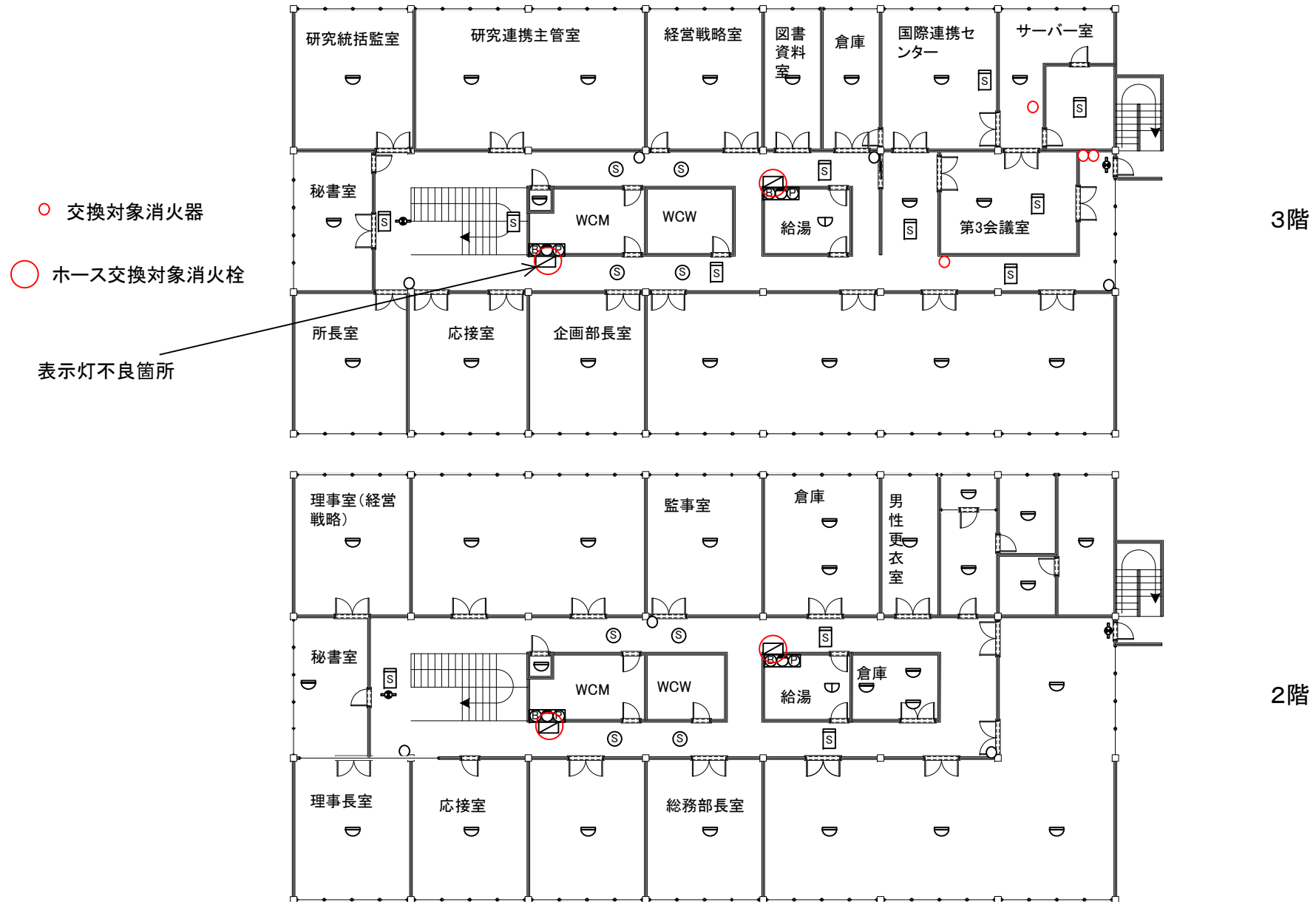
- (1) 本作業は現用につき、作業の順序・方法及び実施期間等については、監督職員と協議の上、承認を得ること。
- (2) 本作業に際して、安全に留意し、関係法令等に従い事故の防止に努めること。
- (3) 安全対策等の不十分により事故等が生じた場合は、請負者が一切の責任を負うものとする。
- (4) 本仕様に記載されていない事項で、疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。
- (5) 作業完了後1年間を保証期間とし、当所の責によらない不具合については、無償で改修すること。

# 本館1階

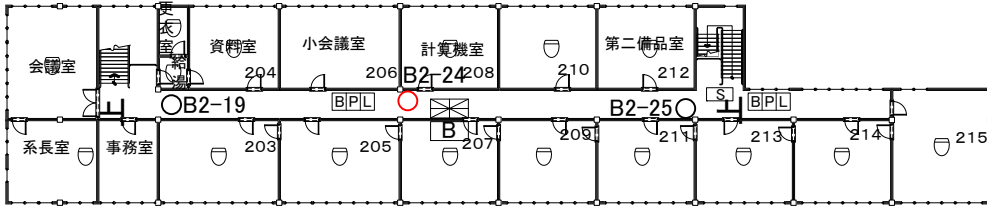
○ ホース交換対象消火栓



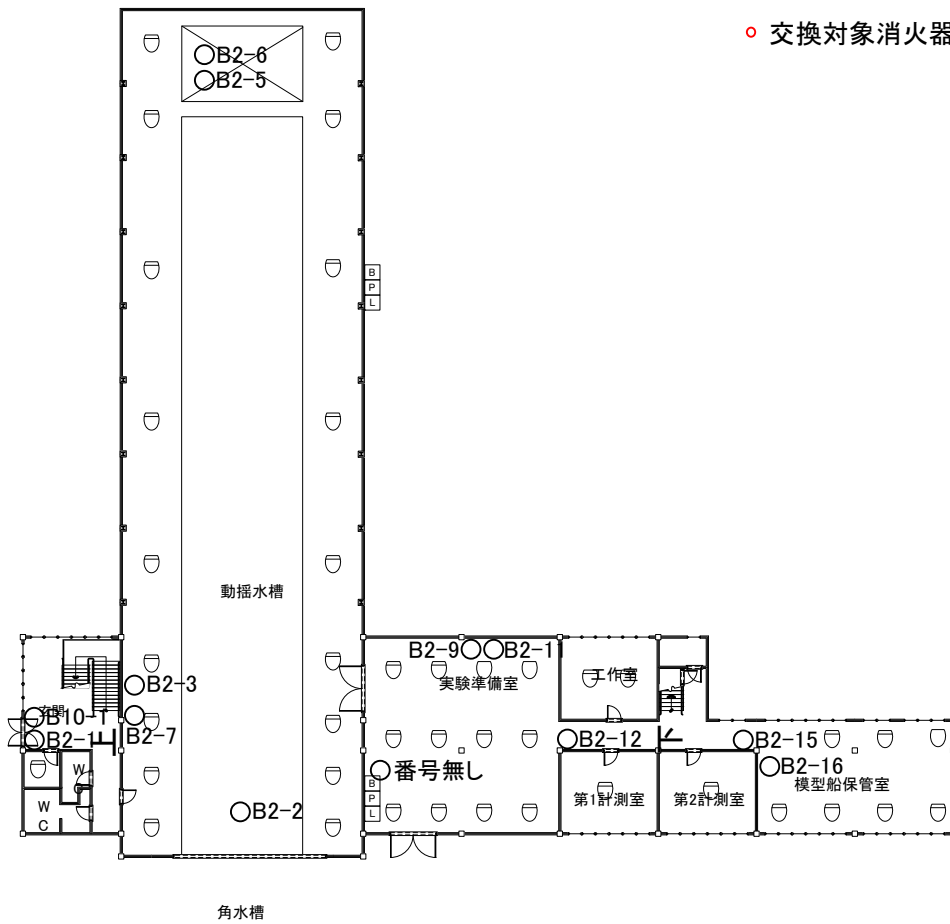
# 本館2,3階



# 1号館



1号館2階平面図



1号館1階平面図

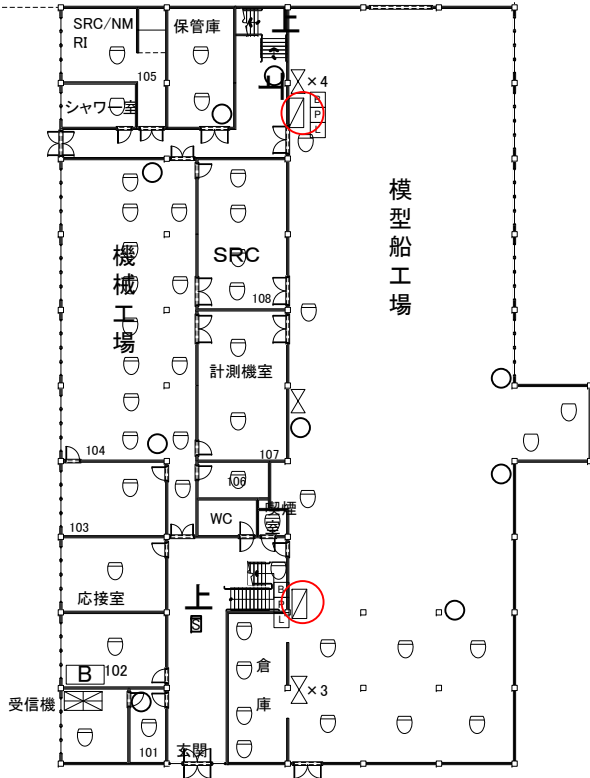
# 2号館

○ ホース交換対象消火栓

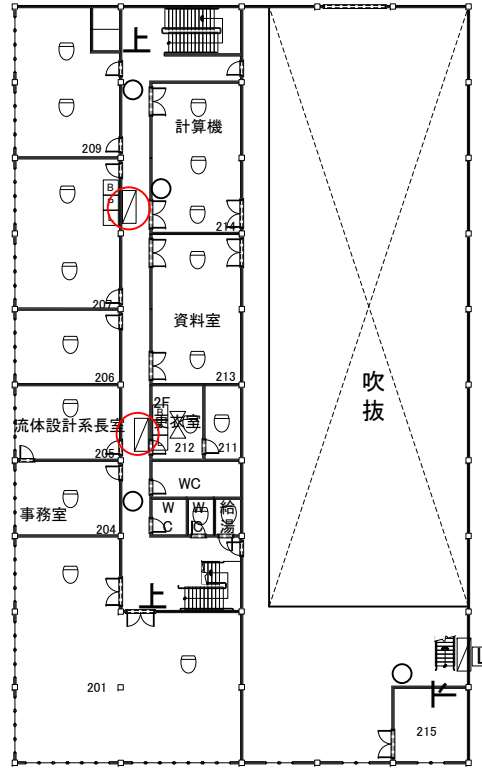


400m水槽

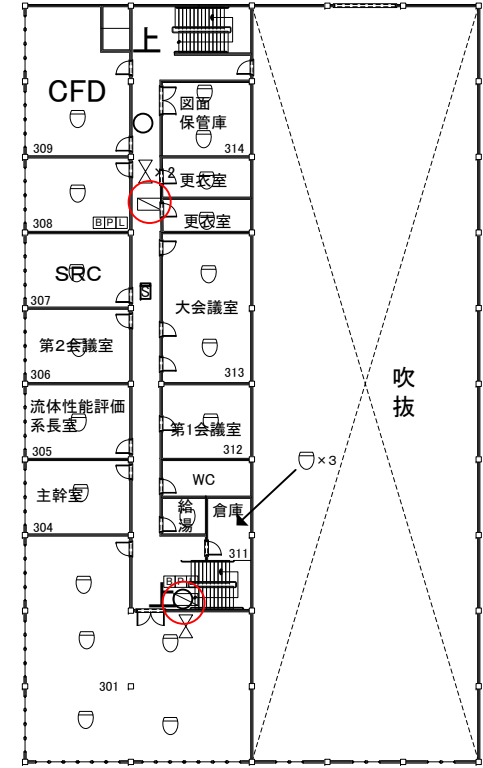
塗装工場  
 ○A56-10  
 ○A56-11



1階平面図



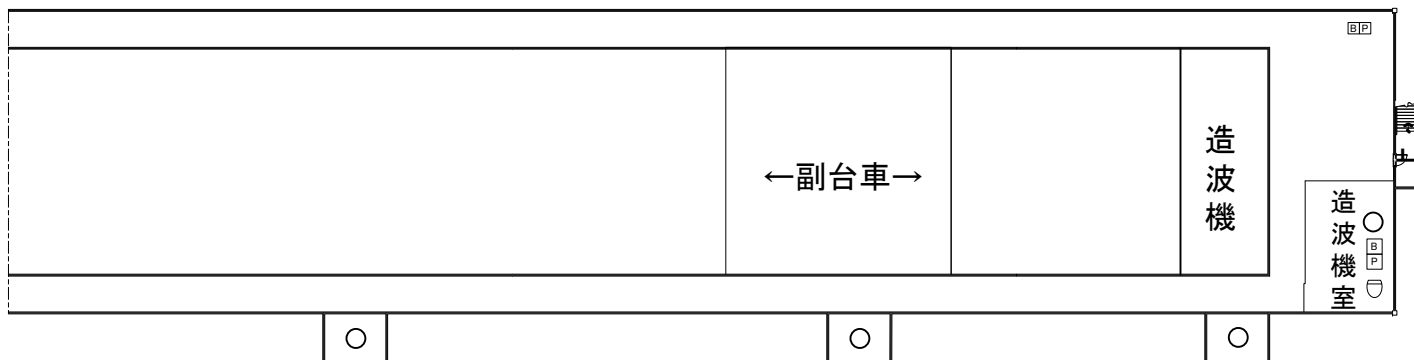
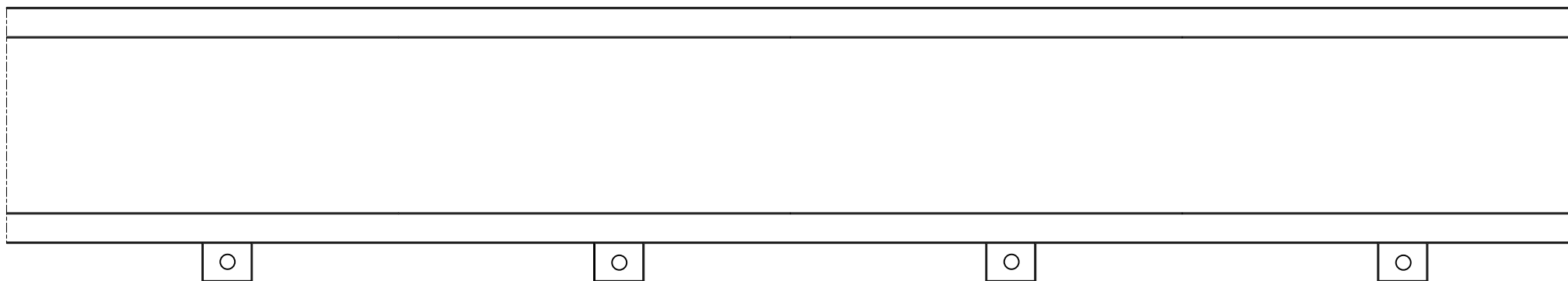
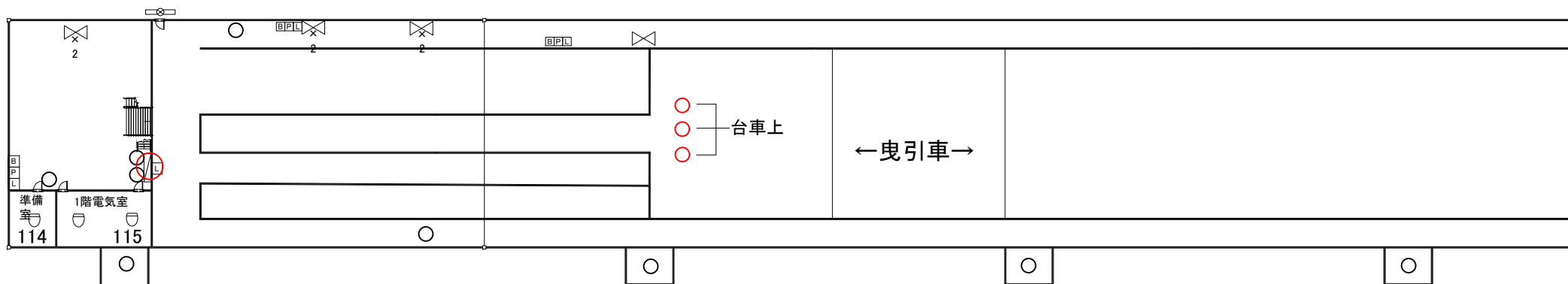
2階平面図



3階平面図

2号館  
400m水槽

○ ホース交換対象消火栓      ◦ 交換対象消火器

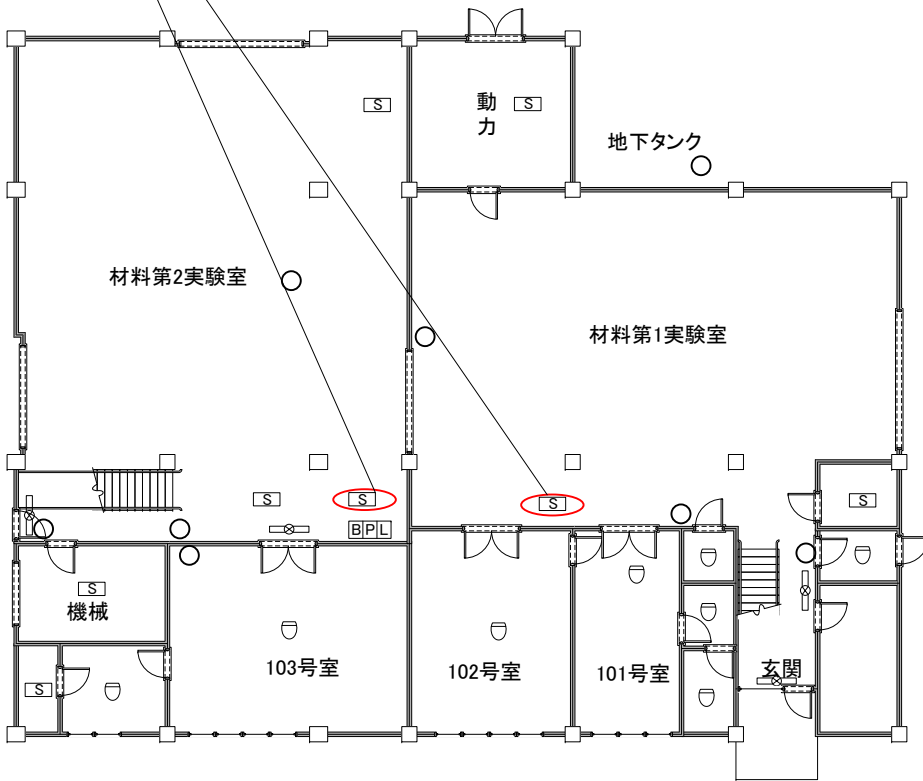




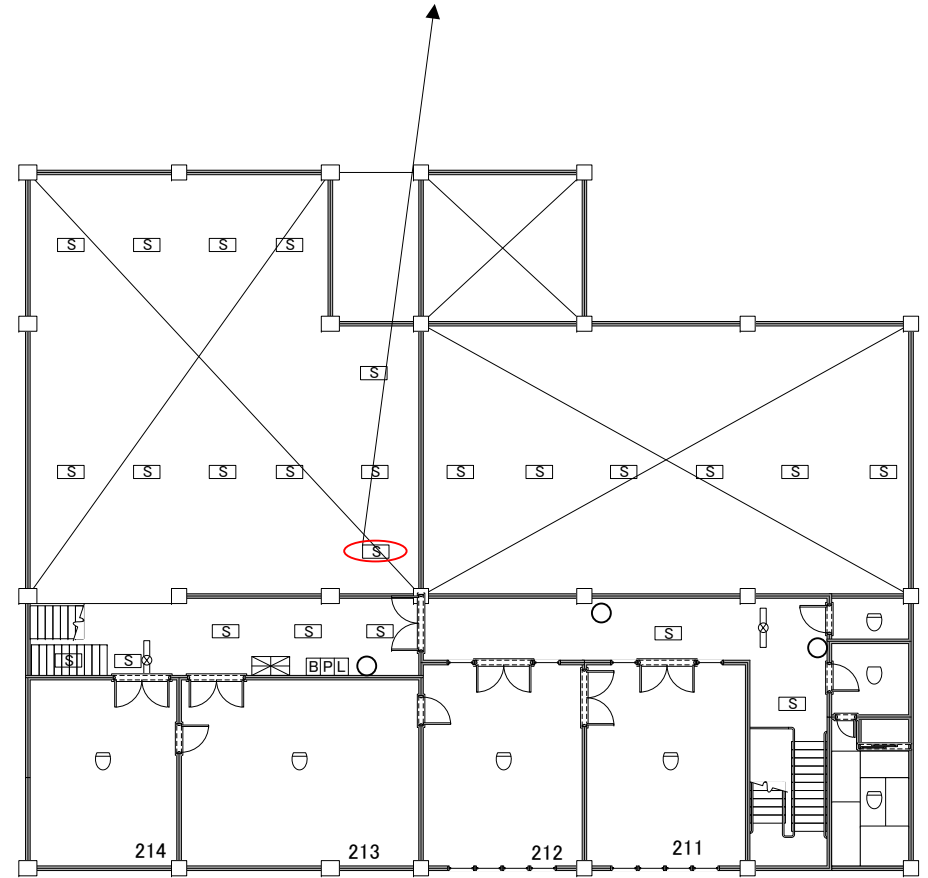
# 7号館

感知器不作動箇所(高さ8.0m)

感知器不作動箇所



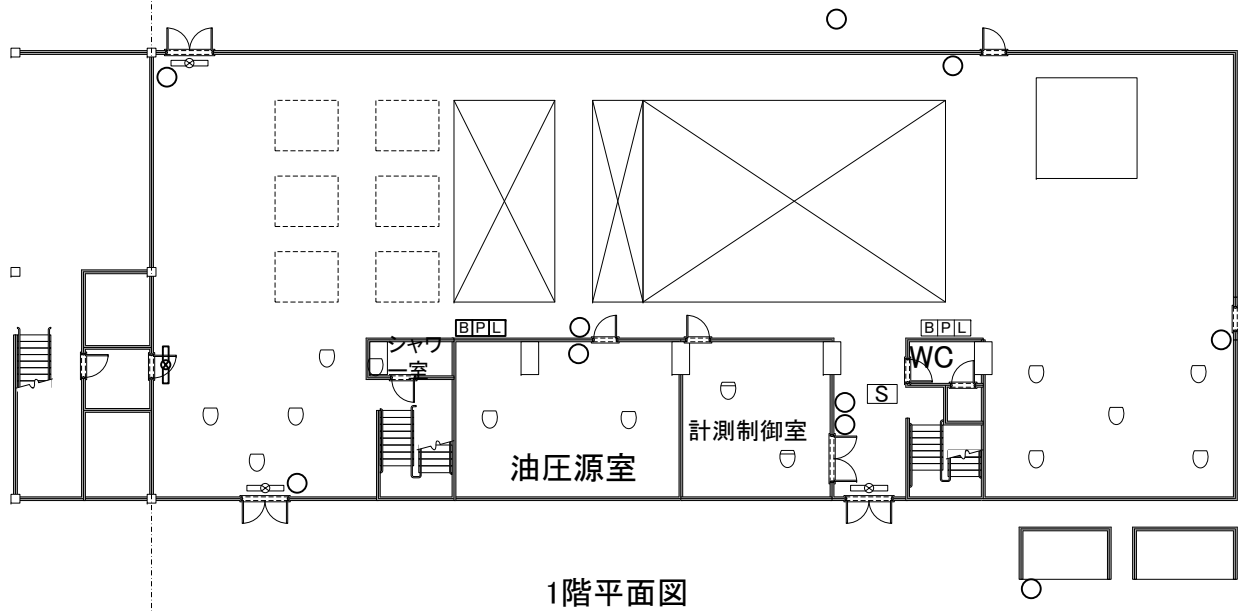
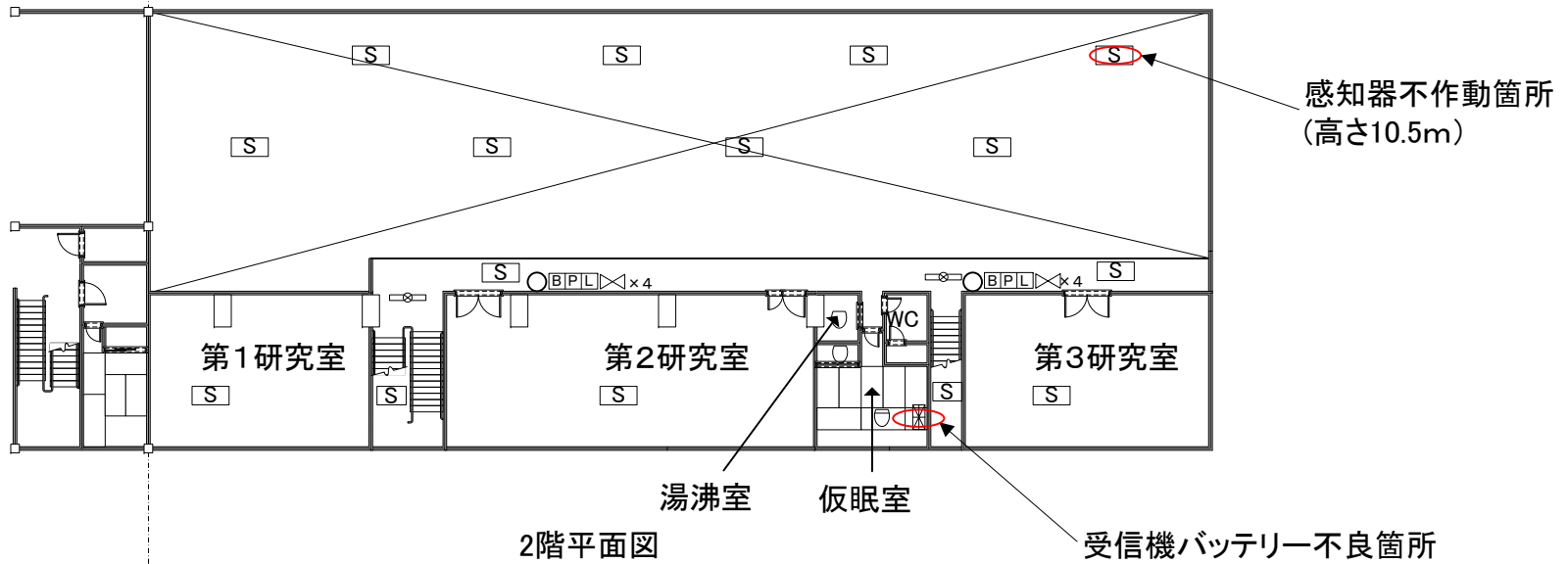
1階平面図



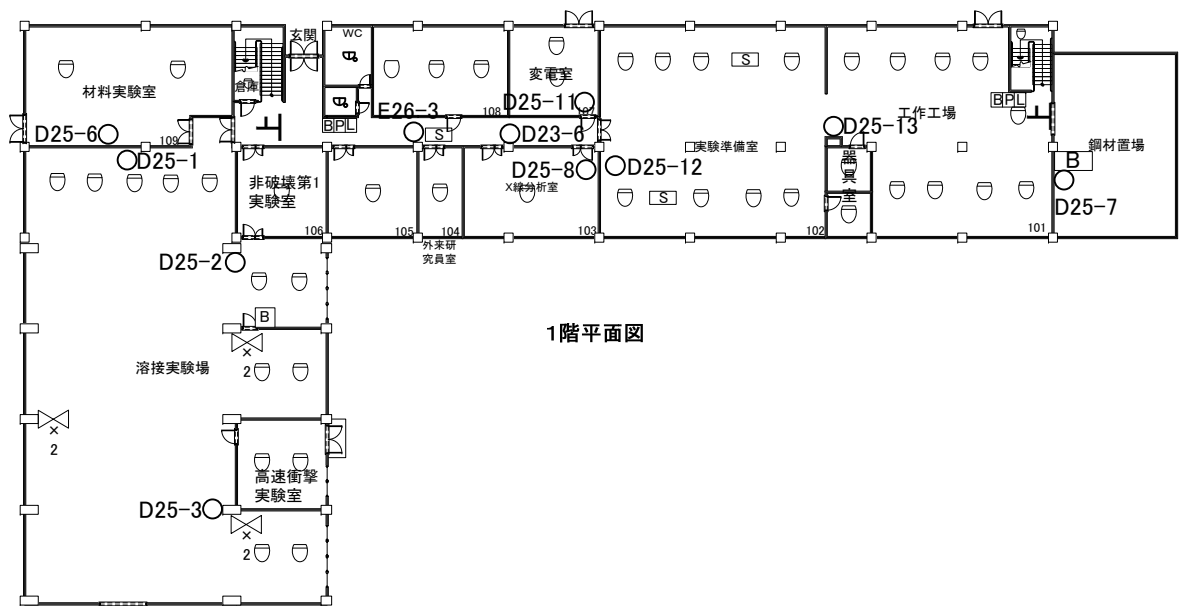
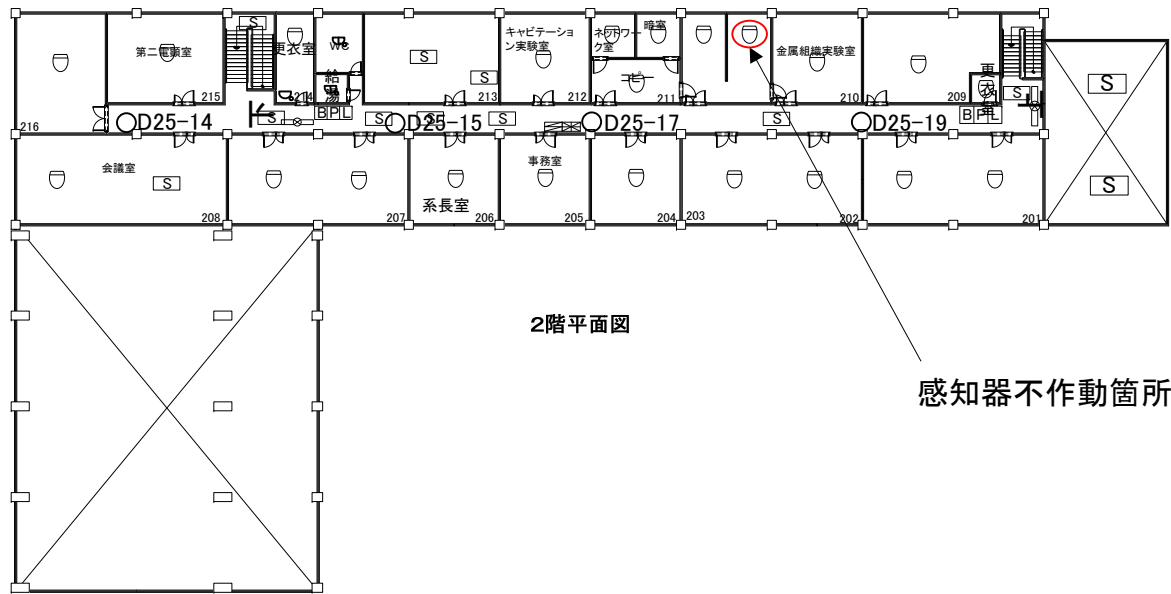
2階平面図

7号館

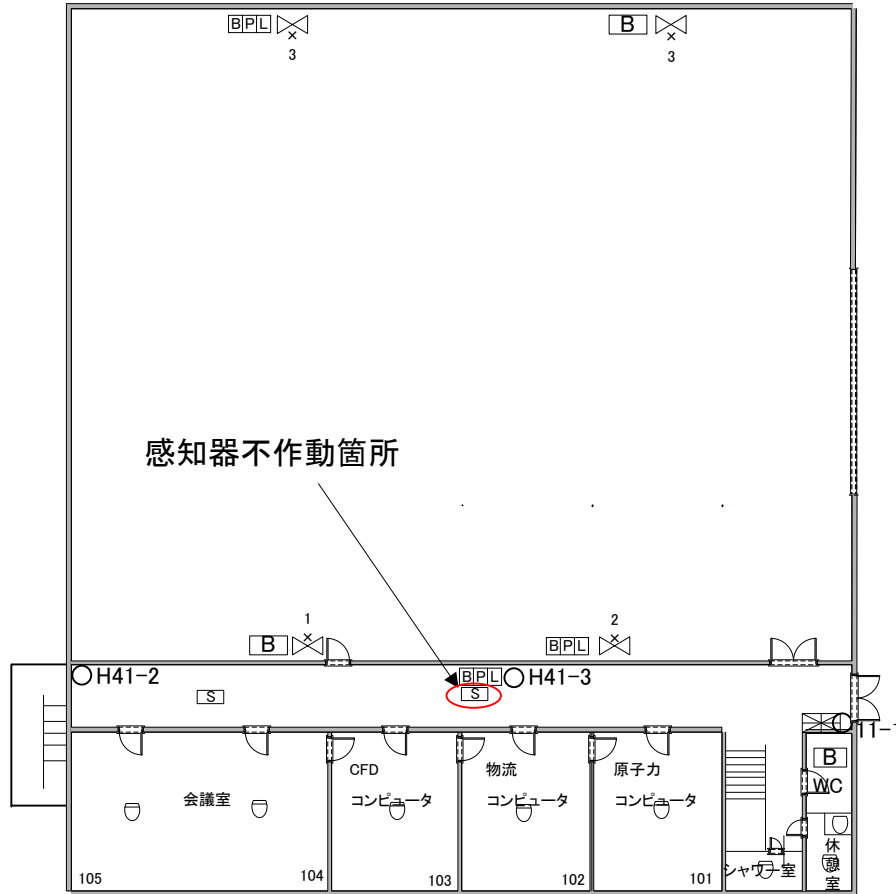
# 寿命評価実験棟



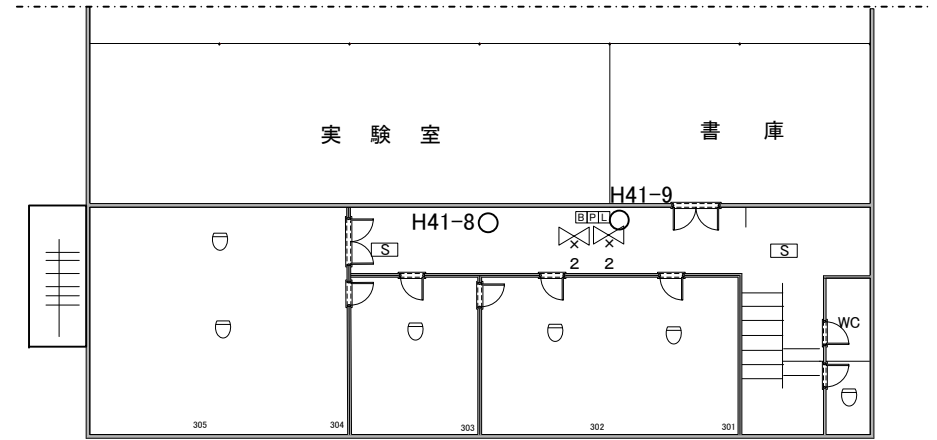
# 8号館



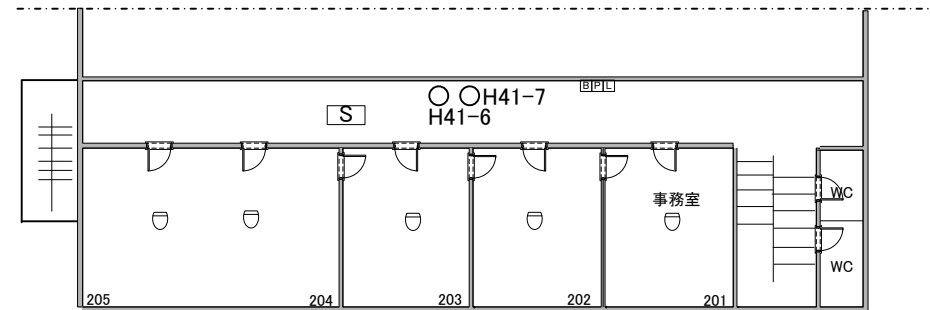
# 11号館



1階平面図

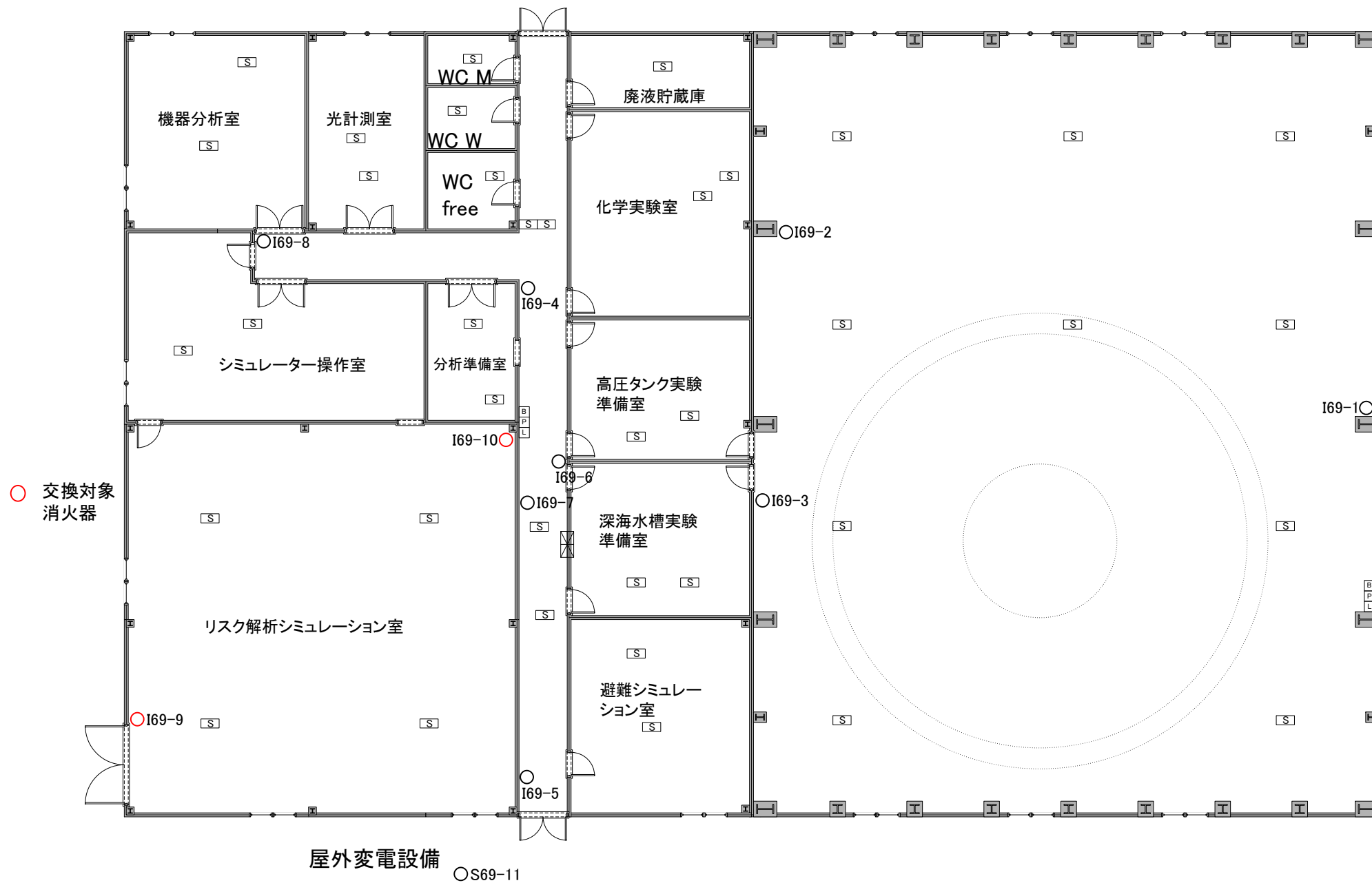


3階平面図

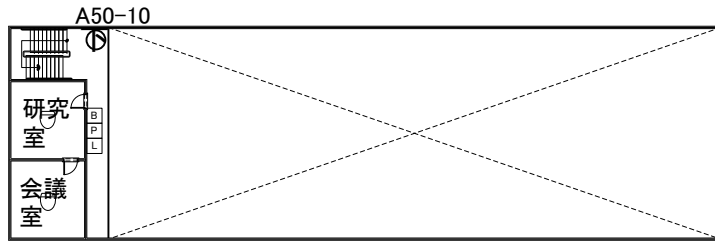


2階平面図

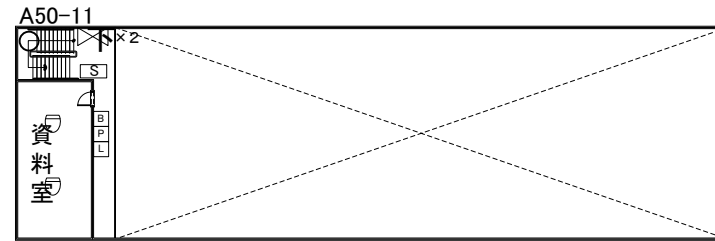
# 海洋環境保全総合実験棟



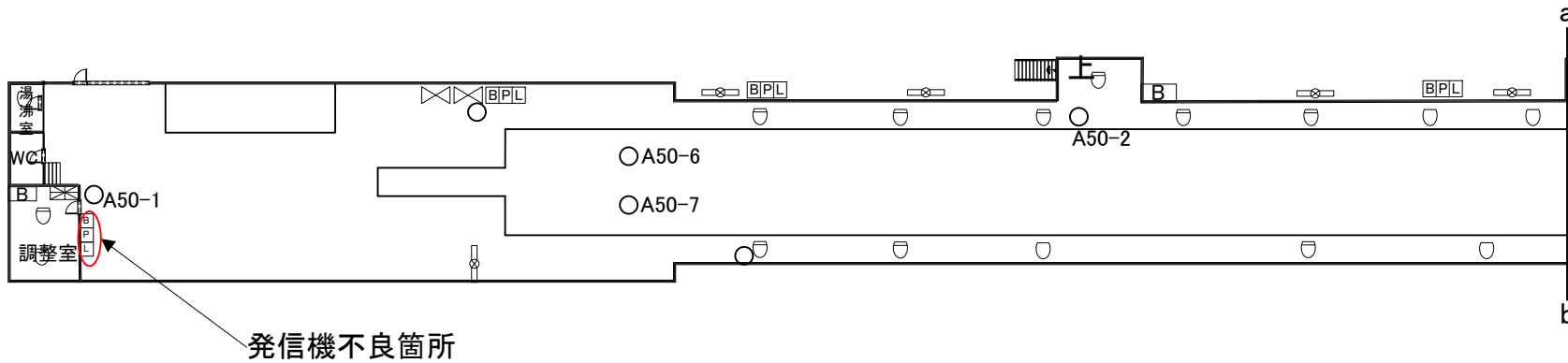
# 中水槽



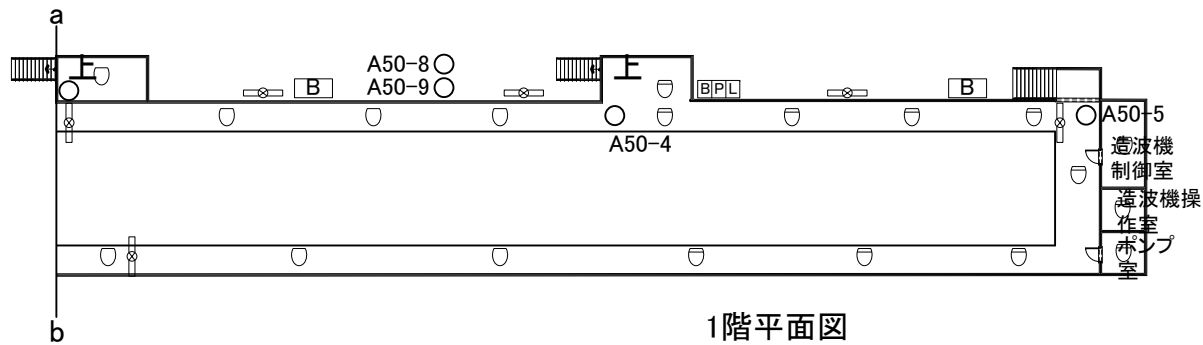
2階平面図



3階平面図



発信機不良箇所



1階平面図